



おとなも
子どもも

こころの
レスキュー隊

みんなで守ろう!
子どもの権利

はばたけ!
未来を支える
子どもの笑顔

新潟市子ども条例

2022年4月、新潟市子ども条例が施行されました。

“すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまち”を
自指しています!

令和6年度
新潟市子どもの権利推進計画に基づく
取組状況について

子どもたちを
守るよ!

子どもにとって大切な権利

あなたと
一緒に歩む
きょうたいごと
権利があるよ!

子どもの権利推進計画に基づく取組状況



【新潟市子どもの権利推進計画】

【新潟市子ども条例のポイント】

大切な子どもの権利

すべての子どもには大切な“権利”があります。

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても虐待や観察を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがあってはなりません



子どもとは…
19歳未満のすべての者、その他これらと同様に権利を認めることと見做すと認められる者

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったベースで生活できます
- 遊び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます



自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます



身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらいます



社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます



おとのの責務

おとはは子どもの権利を守るために、それぞれの役割を担い、“連携・協力”して子どもを支えます。



学び・育ちの施設の関係者
(学校や保育園、幼稚園など)



新潟市
(市役所)



保護者
(親や祖父母など)



事業者
(会社など)



従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。
地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくります。

子どもたちが主体的に学び、育つことができるよう支援します。
虐待、体罰を実行に行わず、いじめから子どもたちを守ります。

子どもの権利を尊重し、子どもが安心して育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。

新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

概要版

新潟市子どもの権利推進計画

新潟市は、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを目指して、令和4年4月から新潟市子ども条例を施行しています。これは、**子どもの大切な権利を明確にし、これを守るためにおとなとの責務を定めたものです。**

新潟市子どもの権利推進計画は、子ども条例に基づき、子どもの権利を守るために、新潟市が行っていく具体的な取組の内容をまとめたものです。計画を作る際は、市民アンケートを実施するとともに、おとなだけでなく子どもからの意見も聴きながら策定作業を進めました。

新潟の将来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長し、「このまちに生まれてよかったです」と思えるよう、市役所だけでなく、保護者、子どもに関わる職員、事業者など、すべてのおとなが連携・協力しながら取組を進めていきます。

① 計画期間

5年間(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

② 基本理念

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち「にいがた」

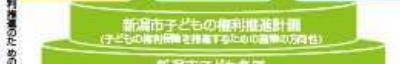
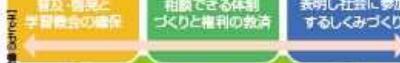
③ 子どもの権利を推進するための施策の方向性

子どもの権利が守られ、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めていくため、4つの施策の方向性を柱に設定し、オール新潟市の体制で、推進していきます。

【施策の方向性】
新潟市
学び・育ちの施設の関係者
保護者
事業者
市民

おとはは、子どもの権利を守るために、それぞれの役割を担い、連携して子どもを支えます。

IV 子どもの権利を守り推進するための連携協議
(オール新潟市の体制で進める取組)



子どもの権利推進計画の
全文はQRコードから
ご覧いただけます。



子どもの権利推進計画に基づく取組状況



④ 子どもの権利を守るために施策体系

施策の方向性に定めた4つの柱を踏まえ、各施策に基づく取組を計画期間中に順次実施していきます。

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

項目番号	施策	取組概要(抜粋)
I-1	発達段階に応じた啓発資料の作成と展開	●発達段階に応じた分かりやすいパンフレットの作成と配付 ●様々なメディア、ツールを活用しながら幅広く周知
I-2	周知・啓発キャンペーンの実施	●5月5日から11日にかけての子どもの権利推進週間及び11月の子どもの権利推進月間を通じたイベント等の開催
I-3	多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発	●SNS等を活用しながら、子育て世代のみならず、幅広い世代をターゲットに周知・啓発を実施
I-4	子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	●教職員や地域教育コーディネーター、保育士、放課後児童クラブの職員、民生委員・児童委員などへの理解促進 ●CAPプログラム等の活用を促進
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	●母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載すること等による妊娠期や親になったばかりのおとなに対し継続して周知・啓発を実施
I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	●コミュニティ・スクールでの活動や青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえ、ワークショップ等の実施を促進
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	●不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもたちへ配慮した取組を実施
I-8	事業者への周知・啓発	●子どもをもつ保護者の権利を保障するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の取組と連携しつつ、関係団体等の協力を得ながら、事業者への周知を促進



子ども条例周知・啓発用パンフレット

II 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

項目番号	施策	取組概要(抜粋)
II-1	子どもの権利擁護機関の設置	●子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け検討
II-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	●悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な体制を整備
II-3	子どもの意見を代弁するアドボカシー(子どもが声を上げることをサポートする活動)の推進	●自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシーを推進
II-4	関係機関との連携強化	●子どもや家庭に関する他の相談機関等との連携を強化

III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

項目番号	施策	取組概要(抜粋)
III-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	●意見表明権・社会参加権は子どもの権利推進の中核であるという認識の理解促進
III-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	●まちづくり等について学び、意見交換等を通じて、市政に参加できる仕組みを構築
III-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	●地域において身近な社会課題等について学び、意見交換や発表を通じ子どもの意見が反映される仕組みを整備
III-4	子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成	●大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、ワークショップ等に派遣
III-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	●子どものSOSを聞き逃さないため、子どもの声を聴くためのスキルアップを回れるよう取組を推進

IV 子どもの権利を守り推進するための関連施策

項目番号	施策	取組概要(抜粋)
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	●子どもに関わる職員等の研修の機会を通じ、子ども条例の趣旨を分かりやすく伝える
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	●子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に、子どもの意見を収集し反映

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保



※特に記載のない場合、令和6年度の取組を記載しています。(以下同じ)

項目 施策

I-1 発達段階に応じた啓発資料の作成と展開

取組状況(実績)

- ◆ 小学生向け、中高生向けの子ども条例周知パンフレットを作成し、児童・生徒に向け幅広く配布(電子データも提供)
- ◆ 子ども条例を周知・啓発動画を制作し、SNS等を活用して積極的に発信(ショート5. 9万回再生、ロング1. 9万回再生)
- ◆ 未就学児～小学校低学年をターゲットとした子ども条例を分かりやすく伝えるための紙芝居を開発。市内保育施設で紙芝居の読み聞かせを実施。

I-2 周知・啓発キャンペーンの実施

- ◆ 5月5日から1週間を子どもの権利週間、11月を子どもの権利月間とし、こども創造センターや商業施設でのイベントを開催したほか、SNS等による周知を集中的に展開



みんなで守ろう子どもの権利～新潟市子ども条例～(ショートver)



みんなで守ろう子どもの権利～新潟市子ども条例～

I-1 子ども条例周知動画



I-2 商業施設でのイベントの実施



I-1 紙芝居読み聞かせの様子

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保



項目 施策

I-3 多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発

I-4 子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進

取組状況(実績)

- ◆ 新潟市公式LINEアカウントや子育て応援アプリby母子モのほか、民間によるSNS等を活用した情報発信に取り組む
- ◆ 子どもの権利週間(5月)・月間(11月)などの機会をとらえ、懸垂幕やデジタルサイネージを活用したアウトメディアによる広報を展開し、幅広い市民の目に留まるよう注力 ほか
- ◆ 保育士や区役所職員への研修実施のほか、教職員向けの子どもの権利に対する理解を深める研修や広報を行い、子どもに関わる職員等への周知を図る
- ◆ ファミリー・サポート・センター提供会員研修会における子ども条例の説明を実施 ほか



I-3 市公式LINEを活用した子ども条例を含むPR



I-3 民間紙に掲載した子ども条例PR・JR駅構内デジタルサイネージ



I-4 保育士等向け研修用動画



I-4 区役所職員研修

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保



項目	施策	取組状況(実績)
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none">◆ 母子健康手帳への子ども条例周知記事の掲載◆ 子育て応援パンフレットスキップへの子ども条例周知記事の掲載◆ 一部公民館主催の子育てサロンでの周知
I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	<ul style="list-style-type: none">◆ 子育て支援センター等へ、子どもの権利相談室のリーフレット、カードを設置◆ 人権イラスト展に、子ども条例周知・啓発パネルや子どもの権利相談室リーフレット等を設置
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none">◆ 子ども条例周知用パンフレットの点字版、音声版を作成し、特別支援学校へ配布(R4)◆ 子ども条例周知用パンフレットの電子版をタブレット端末からいつでも参照できるようにする
I-8	事業者への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none">◆ 新潟商工会議所の協力を得て会報に子ども条例の記事を掲載◆ すこやかパスポート協賛店へ子ども条例ポスターの掲出を依頼



I-5
母子健康手帳の条例掲載ページ



I-6 人権イラスト展における条例及び相談室の周知

新潟市こども未来部こども政策課

みんなで守ろう子どもの権利 新潟市 子ども条例

新潟市では、「すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまち」を目指し、「新潟市子ども条例」を推進しています。「子どもにとって大切な権利」やこの権利を守る事業者を含めた「おとなの大務」を定めており、行事と子育てを両立できる環境づくりは事業者の責務です。この機会に子どもの権利について「事業者」として、一人の「おとな」として出来るることを考えてみませんか。

新潟市子ども条例を知っていますか？
インターネットにて「新潟市子ども条例」と検索

新たに「子どもの権利」に関する相談を開設しました
インターネットにて「新潟市子どもの権利相談室」または「こころのレスキュー隊」と検索

お問い合わせ

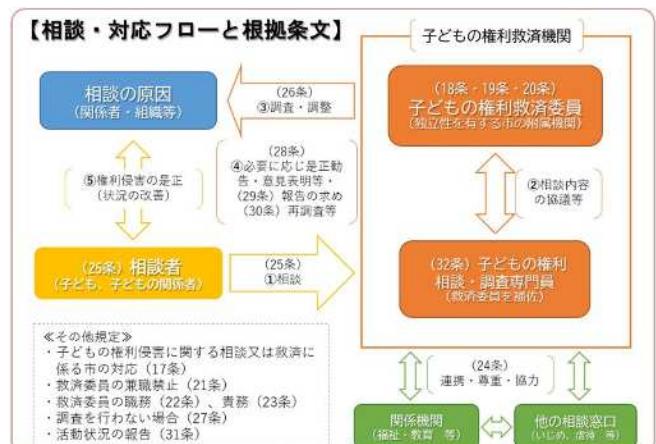
新潟市
こども未来部こども政策課
TEL: 025-226-1193
平日8:30-17:30
MAIL: mira@city.niigata.lg.jp

I-8 商工会議所広報誌に掲載した子ども条例の記事

||一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済



項目番号	施策	取組状況(実績)
II-1	子どもの権利擁護機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの権利相談室の設置に向けた中学生による意見交換会における意見聴取を実施 ② 子どもの権利推進委員会において、救済機関のイメージや改正条例案を報告し意見を聴取 ③ 子どもの権利救済に関する規定を整備した改正子ども条例案を令和5年12月市議会に提案し可決・成立 ④ 関係所属との調整を経て、万代市民会館内に子どもの権利相談室を整備 ⑤ 令和6年8月より、子どもの権利相談室の相談受付を開始
II-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたちからのアンケート等を踏まえ、相談室への相談手法として、電話、対面のほか、WEBフォーム、メールでの相談を受け付ける体制を構築 ◆ 子どもの権利相談室の愛称とマスコットキャラクターを子どもたちから募集し、子どもたちからの投票を経て決定し、親しみやすい相談室であることをPR



II-1 子ども条例の改正と権利救済のスキーム

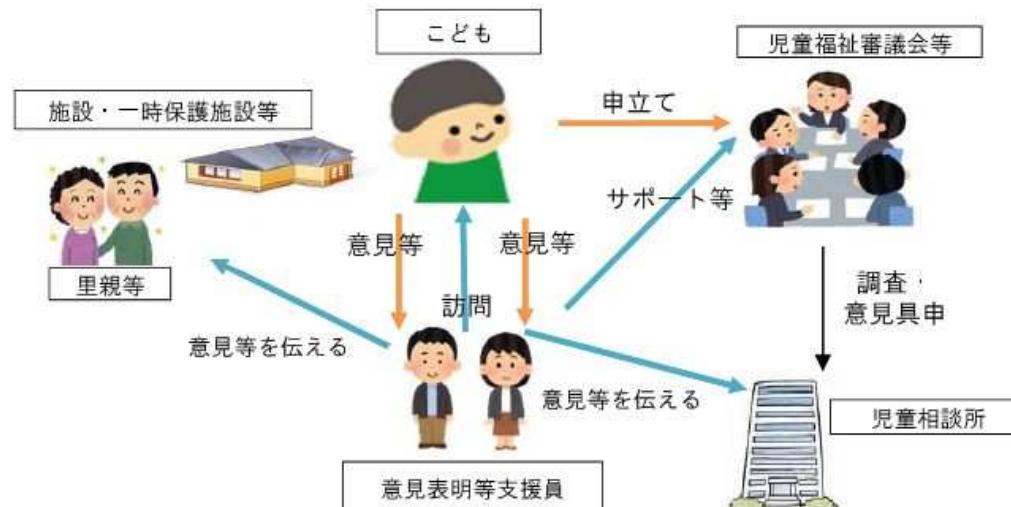


II-2 親しみやすいキャラクターと愛称による相談室のPR

II 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済



項目番号	施策	取組状況(実績)
II-3	子どもの意見を代弁するアドボカシー(子どもが声をあげることをサポートする活動)の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 県内児童養護施設、児童相談所・一時保護所における子どもの意見表明を支援するため、新潟県と連携を図りながら意見表明支援員の養成及び派遣を行う(R6年9月より開始)
II-4	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">◆ 各区健康福祉課に対し、相談室の設置に向けた取組状況について情報を共有し、連携・協力を要請◆ 新潟市教育相談センターが主催し、40の相談関係機関が参集する連絡会において、子どもの権利相談室の設置について周知するとともに、連携・協力を要請◆ 小学校・中学校校長会において、子どもの権利相談室の設置、運用開始に向けた説明のほか、救済委員による活動への協力を要請(通知の発出)



II-3 子どもの意見表明を支援するイメージ(子ども家庭庁資料より)

III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり



項目番号	施策	取組状況(実績)
III-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	<ul style="list-style-type: none">◆ 子ども条例の周知・啓発において、子どもの意見表明権や社会参加の促進について、機会をとらえ周知を実施◆ 学校と地域が連携したコミュニティ・スクール事業において、子どもたちがおとなとともに地域づくりについて議論する事例◆ 小学生子どもサミットにおいて、参加校での児童会活動の取組状況や子ども条例などをテーマに意見交換を行う(意見表明権の理解促進に寄与)
III-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">◆ 中学生の生徒会役員等が中心となり、子ども条例やまちづくりに関するテーマについてオンラインで意見交換を行う◆ 中学生の意見交換会に参加した高校生が、市政に関するテーマについて話し合い、市長に提言する取組を実施◆ 商業施設での子ども条例イベントに高校生がボランティアとして参加



III-1 小学生子どもサミットの様子



III-2 コミュニティスクール事業で意見交換に参加する中学生



III-2 中学生による意見交換会



III-2 高校生による市長への提言

III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり



項目番号	施策	取組状況(実績)
III-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none">◆ 学校と地域が連携したコミュニティ・スクール事業において、子どもたちがおとなとともに地域づくりについて議論する事例(再掲)◆ 子どもたちと区長が地域の未来等について語り、意見交換をする取組を実施(秋葉区)
III-4	子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成	<ul style="list-style-type: none">◆ 家庭教育支援ファシリテーター育成講座にて、子ども条例の周知及び取組状況を説明(生涯学習センター)◆ 子どもの意見表明を促進するファシリテーター養成のため、全4回の連続講座を実施(中央区まちづくりパートナーシップ事業)
III-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	<ul style="list-style-type: none">◆ 県内児童養護施設、児童相談所一時保護所における子どもの意見表明を支援するため、新潟県と連携を図りながら意見表明支援員の養成及び派遣を行う(R6年9月より開始)(再掲)



III-4 家庭教育支援ファシリテーター育成講座(R6)

III-3 中学生と区長が地域の未来を語る会



III-4 子どもの意見表明ファシリテーター養成講座(R6)

項目番号	施策	取組状況(実績)
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権教育の一環として実施される人権展(区役所等巡回)において、子ども条例に係るポスターやパンフレット等を掲出
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども計画の策定において、多様な主体(子ども・保護者)からの意見聴取や意見表明の取組を実施 ◆ 家庭教育支援ファシリテーター育成講座の実施(再掲) ◆ 子どもの意見表明を促進するファシリテーター養成講座を実施(再掲)

指標に基づく進行管理の状況



【計画全体の指標】

日々の生活の中で、5つの子どもの権利が「大切にされていると思う」と回答した子どもの割合の平均値（“大切にされているものはない”と回答した割合を控除）

年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和9(2027)年度
目標	69.60%	－		75%以上	80%以上
実績	69.60%	68.60%	71.70%	－	－

【施策の方向性Ⅰに関する指標】

新潟市子ども条例を「知っている」と回答した子どもとおとの割合の平均値

年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和9(2027)年度
目標	61.40%	－	－	69%以上	75%以上
実績	61.40%	60.60%	66.80%	－	－
(子ども)	65.80%	57.90%	68.90%	－	－
(おとな)	57.00%	63.30%	64.70%	－	－

【施策の方向性Ⅱに関する指標】

不安や悩みを相談できる相手が「いる」と回答した子どもの割合

年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和9(2027)年度
目標	85%	—	—	向上させる	90%以上
実績	85%	84.30%	85.80%	—	—

【施策の方向性Ⅲに関する指標】

計画期間中に意見表明又は社会参加に係る取組※を1回以上実施した中学校の割合

年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和9(2027)年度
目標	16%	—	—	向上させる	100%
実績	16%	37.50%	67.90%	—	—

※中学生による意見交換会をモデルに、あるテーマに沿った子どもたちによる意見交換会や市政への意見表明、社会参加に関する取組